別記様式第三の七（第七条の七関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 11 月 11 日

東京都公安委員会

弁明通知書番号
別添のとおり

弁明通知書番号

30-108-261002-208157　　30-331-260816-456660　　30-666-261001-201225

1　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１０項及び道路交通法施行令第１７条の５第３項の規定により、この公示による納付命令の効力が生じた日（以下「効力発生日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

2　この処分については、効力発生日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。